

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会 様

札幌市長 秋元 克広
(公印省略)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

日頃から本市の廃棄物行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項の規定により、産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、報告書を作成し札幌市長に報告することが義務付けられております。つきましては、下記 1 に該当する場合は、下記 2 により報告書を提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会員事業者様への報告書の提出に係る周知について、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、令和 5 年度にマニフェストの交付実績がない場合及び既に令和 5 年度分の報告書をご提出いただいている場合は、提出不要でございます。

記

1 対象者

- 報告対象者：紙の産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者
※札幌市内で発生した産業廃棄物が対象です。
- 報告対象期間：令和 5 年度分（令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日～令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日交付分）

2 報告方法

- 報告様式
産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（様式第 3 号）
※インターネットで「札幌市 産業廃棄物管理票交付等状況報告書」で
検索するか、右の QR コードからダウンロードしてください。
- 報告期限：令和 6 年(2024 年) 6 月 30 日まで
- 報告先：札幌市環境局 環境事業部 事業廃棄物課 産業廃棄物係（住所は最下段参照）
- 報告方法：持参、郵送、FAX、電子メール（sanpai_houkoku@city.sapporo.jp）
※受付印を押印した控えが必要な方は、報告書を 2 部持参するか、もしくは報告書 2 部と
返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封の上、郵送にて提出してください。

3 注意事項

- 札幌市外で発生した産業廃棄物については、北海道庁などに報告をお願いいたします。
- 本報告書は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A 票に基づき記入してください。
- 建設業については、現場ごとではなく、支店、営業所ごとに取りまとめて報告してください。
報告様式の「事業場の所在地」欄に、（札幌市内の工事分）と追記してください。
- 電子マニフェストにより排出した分は報告不要です。

4 お知らせ

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、排出事業者が交付するものです。別紙「参考資料 1」を参照していただき、今一度、記載方法についてご確認ください。
- 産業廃棄物を 1,000 トン（または特別管理産業廃棄物を 50 トン）排出した事業者は、多量排出事業者に該当いたしますので、別紙「参考資料 2」をご確認ください。

【産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出先、問い合わせ先】

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 環境局 環境事業部 事業廃棄物課 **産業廃棄物係**

Tel 011-211-2927 Fax 011-218-5105

書類により提出先・問合せ先が異なる場合がありますのでご注意ください。

マニフェストの記載方法について

マニフェストは排出事業者が交付するものです。今一度、記載方法についてご確認ください。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票 記載例

交付年月日 令和 (1) 年 月 日	産業廃棄物を引渡す日付 令和 (1) 年 月 日	交付番号	整理番号	排出者の管理票番号欄	交付担当者 氏名	交付を担当した者の署名 (2) 印
事業 者 (排出 者)	氏名又は名称 排出者の氏名又は名称を記載		事業 者 (排出 事業 場)	名称 排出現場の名称を記載		
	住所 〒 排出者の本社、支店等のある所在地を記載	電話番号 排出者の本社、支店等のある所在地を記載		所在地 〒 排出現場の所在地を記載	電話番号 排出現場の所在地を記載	
産 業 廃 棄 物	種類(普通の産業廃棄物) (5)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃えがら		☒ 7001 金属くず		1, kg, m ³ (6)	バラ、ドラム缶、ポリ袋等 具体的に記載 (7)
	☐ 0200 汚泥		☐ 7002 引火性廃油			
	☐ 0300 廃油		☐ 7003 引火性廃油(有害)		産業廃棄物の名称 具体的に名称を記載 (8)	
	☐ 0400 廃酸		☐ 7004 廃油(有害)			
	☐ 0500 廃アルカリ		☐ 7005 強酸(有害)		有害物質等 有害物質を含む場合にその名称を記載 (9)	
	☒ 0600 廃プラスチック類		☐ 7006 強アルカリ(有害)			
	☐ 0700 紙くず		☐ 7007 強アルカリ(有害)		処分方法 焼却、破碎、管理型埋立等の処分方法を記載 (9)	
	☐ 0800 木くず		☐ 7008 廃アルカリ(有害)			
	☐ 0900 繊維くず		☐ 7009 感染性産業廃棄物		備考・通信欄 運搬車両のナンバー、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている旨、その他注意すべき事項について記載	
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7010 感染性産業廃棄物				
☐ 1100 プラстик		☐ 7011 12号廃棄物		☐ 7012 廃水銀等		☐ 該当する名称が ない場合はこの 欄に記入する
管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
☐ 帳簿記載のとおり 1次マニフェストの場合は、斜線を引く。2次マニフェストの場合は、1次マニフェスト交付者の氏名又は名称及び ☐ 当該記載のとおり マニフェストの交付番号を記入する。件数が多い場合は、別添紙等を添付する。						
最終処分 の場 所 名称 所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり 最終処分する予定の事業場の所在地を記載(中間処理場一部再生され、その余りが埋め立てられる場合 ☐ 当該記載のとおり は、再生施設と最終処分場のいずれも記載すること (10)						
運搬 受託 者	氏名又は名称 実際に運搬する者の氏名又は名称を記載 (11)		運搬 受託 者 (処分 事業 場)	名称 産業廃棄物を搬入する事業場の名称を記載 (13)		
	住所 〒 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載	電話番号 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載		所在地 〒 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載	電話番号 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載	
処分 受託 者	氏名又は名称 実際に処分する者の氏名又は名称を記載 (12)		積 替 え 保 管	名称 積替え保管を行う場合に記載(直行用では斜線を引く) (14)		
	住所 〒 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載	電話番号 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載		所在地 〒 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載 (直行用では斜線を引く)	電話番号 排出者が管理票を交付する際、委託契約書に基づき記載	
受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名		受託者の氏名又は名称及び運搬担当者の氏名 (16)		受領前	運 搬 終了年月日 令和 年 月 日	有価物拾集量 数量(及び単位) (18)
受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名		受託者の氏名又は名称及び処分担当者の氏名 (19)		受領前	処 分 終了年月日 令和 年 月 日	最終処分 終了年月日 令和 年 月 日 (21)
名称 所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) (22)						
照 合 確 認 令和 年 月 日 令和 年 (15) 月 日 令和 年 月 日						

①～⑭：排出者が記載してください

⑮：照合確認（マニフェストの写しが戻ってきたときに排出者が記入してください）

⑯～⑳：収集運搬業者または処分業者が記入してください

※特に記載漏れが発生しやすい箇所

⑥：排出時の数量と単位を記入してください

⑩：該当する箇所に☑を記入してください

⑪、⑫、⑬、⑭：住所、電話番号に加え、郵便番号も記入して下さい

市の施設で処分する場合でも、⑫処分受託者欄の記入が必要です(〇〇破碎工場など)

⑭：積替え保管がなく、直行する場合は斜線を引いて下さい

㉒：最終処分を行った場所を記載してください(収集運搬業者又は処分業者が記入)

マニフェストに関する注意事項

○ マニフェストの交付が不要の場合（施行規則第 8 条の 19）

- ① 再生利用業者（専ら物のみを扱う業者、環境大臣特例認定・広域指定、知事個別指定等）等に委託するとき
- ② 国、市町村・一部事務組合に委託するときなど

○ マニフェストの交付（施行規則第 8 条の 20）

・ 産業廃棄物の種類ごとに

産業廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付することを原則としますが、例えば廃 OA 機器のように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを 1 つの種類としてマニフェストを交付して差し支えありません。

・ 運搬車ごとに

排出事業者は、産業廃棄物の引き渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合にあっては処分受託者）にマニフェストを交付しなければなりません。このため、通常は、運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要ですが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一である場合には、これらを 1 回の引き渡しとしてマニフェストを交付して差し支えありません。

・ 運搬先ごとに

産業廃棄物が 1 台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとにマニフェストを交付しなければなりません。

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨マニフェストに記載する必要があります。

○ 措置内容報告書の提出（法第 12 条の 3 第 8 項、第 12 条の 5 第 10 項）

下記の期間が経過してもマニフェストの写しが返送されない場合、必要事項が記載されていない又は虚偽の記載のあるマニフェストの写しが返送された時は、処理業者に状況を確認した上で、その措置状況について、30 日以内に札幌市長への報告義務があります。電子マニフェストについても、報告をする必要があります。

・ 返送期間

交付後 90 日（特別管理産業廃棄物は 60 日）

中間処理を経由するときの最終処分（再生を含む。）の終了については、最初の交付から 180 日

・ 報告様式：措置内容等報告書

紙マニフェスト（施行規則第 8 条の 29 規則様式第 4 号）

電子マニフェスト（施行規則第 8 条の 38 規則様式第 5 号）

※報告様式については、札幌市ホームページでダウンロードできます。

○ 罰則（法第 27 条の 2）

マニフェストの不交付や虚偽の記載、写しの未送付などは、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金の対象になっています。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書等の提出について

1 対象者

令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に、産業廃棄物を 1,000 トン以上（または特別管理産業廃棄物を 50 トン以上）排出している事業者

※札幌市内で発生した産業廃棄物が対象で、紙、電子マニフェストかは問いません。

2 報告方法

(1) 報告様式

ア 産業廃棄物を 1,000 トン以上排出

産業廃棄物処理計画書（様式第 2 号の 8）

イ 特別管理産業廃棄物を 50 トン以上排出

特別管理産業廃棄物処理計画書（様式第 2 号の 1 3）

様式及び参考資料については、札幌市ホームページの申請書ダウンロードサービスからダウンロードしてください。



(2) 提出期限

令和 6 年（2024 年）6 月 30 日まで

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送により提出してください。

※可能な限り電子メール（PDF 形式）での提出をお願いいたします。

(4) 提出先

（電子メールで提出する場合）

E-mail : sanpai_houkoku@city.sapporo.jp

（持参又は郵送で提出する場合）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課産業廃棄物係

3 注意事項

(1) 報告様式への代表印の押印は不要です。

(2) 提出された処理計画書は、受付・整理後 1 年間（令和 6 年（2024 年）10 月から 1 年間を予定）、本市のホームページにおいて公表します。

(3) 今回提出された処理計画書の実施状況については、令和 7 年度（2025 年度）に「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」または「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を提出していただくことになりますので、ご承知おきください。

(3) 平成 29 年の法改正により、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の発生量が 50 トン以上の事業場を設置している排出事業者は、特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の処理を委託する場合は、電子マニフェストの使用が義務付けられています。義務化対象事業者で、電子マニフェスト未加入の皆様におかれましては、電子マニフェストの加入の手続きをお願いいたします。

4 令和4年度分で多量排出事業者に該当した事業者

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に、産業廃棄物を1,000トン以上（または特別管理産業廃棄物を50トン以上）排出し、産業廃棄物処理計画書または特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者は、処理計画書の実施状況について取りまとめた「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」または「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の提出が必要です。

(1) 報告様式

ア 産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第2号の9）

イ 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第2号の14）

※提出期限、提出方法、提出先は、上記2と同じです。

5 提出必要書類一覧（参考）

令和5年度の産業 廃棄物の排出状況	令和4年度の 処理計画書の提出状況	提出が必要な書類	
		処理計画書 (令和5年分)	実施状況報告書 (令和4年分)
産業廃棄物の排出 量が1,000 t 以上 (特別管理産業廃 棄物は50 t 以上)で ある	令和4年度分で、産業廃棄物処理 計画書を提出している	○	○
	令和4年度分で、産業廃棄物処理 計画書を提出していない	○	
産業廃棄物の排出 量が1,000 t 未満 (特別管理産業廃 棄物は50 t 未満)で ある	令和4年度分で、産業廃棄物処理 計画書を提出している		○
	令和4年度分で、産業廃棄物処理 計画書を提出していない		

【お問い合わせ先】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 環境局 環境事業部 事業廃棄物課 産業廃棄物係

E-mail : sanpai_houkoku@city.sapporo.jp

TEL : 011-211-2927 FAX : 011-218-5105